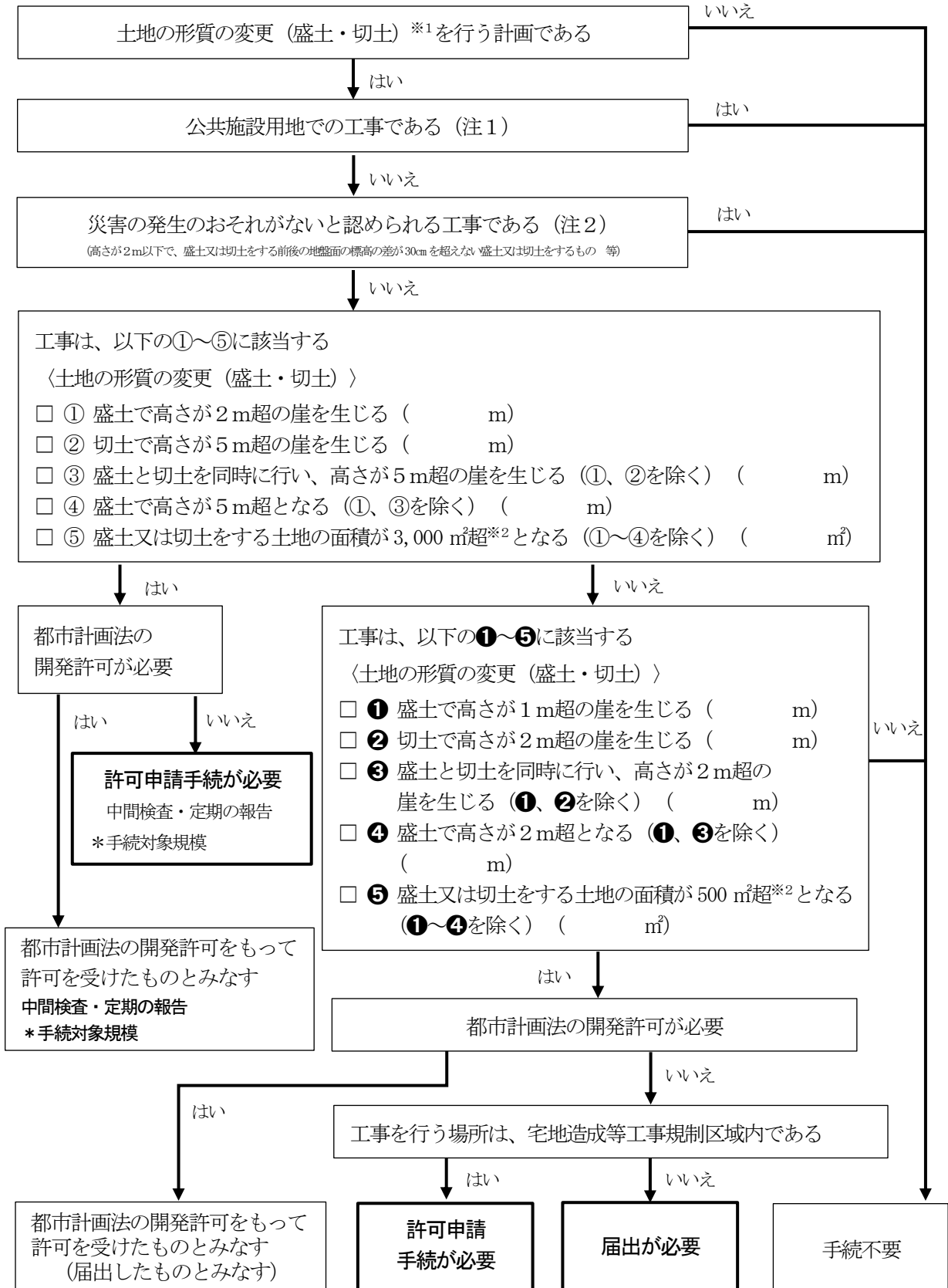


**盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質の変更〈盛土・切土〉）**

盛土規制法の「届出が必要」又は「手続不要」な場合、本判定フローのラインを着色等により強調し、確認申請書に添付してください。



※1 通常の営農行為の範疇にある耕起等（注3）やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更には該当しない。

※2 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注1・2・3については「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き」を参照してください。

このフロー図は、盛土規制法の手続の要否を判断するものであり、現況の敷地や既存盛土等が盛土規制法の規定に適合していることを判断するものではありません。

○級建築士    ○○登録第○○○○○号  
○○ ○○